

館林市

～“よい魅力的なお店”になるためのお手伝い～

店舗リニューアル助成制度

この制度は、市内にお店を構える事業者の店舗リフォーム工事に対し、その費用の一部を助成する制度です。店舗リフォームをお考えの皆さま、この機会にぜひご活用ください。

※必ず着工前にご相談ください。また詳細は商業観光課にご確認ください。

★店舗リフォーム工事に対し、

①建て替え、建物用途変更等の大規模工事、空き店舗の活用

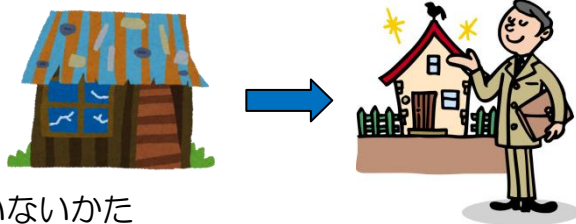
工事費の **$\frac{1}{2}$** 上限は **100** 万円（千円未満切り捨て）

②その他の工事

工事費の **$\frac{1}{3}$** 上限は **50** 万円（千円未満切り捨て）

【申込資格】（次のすべてに該当すること）

- ①館林市内に存する店舗であること
- ②市税を滞納していないかた
- ③過去において市の類似する助成制度を利用していないかた



【対象店舗】

建築後5か年以上が経過した建物で、店舗併用住宅においては、助成対象者が営業する店舗部分が対象。（ただし、市が指定する業種）

【対象工事】

- ・店舗改修施工業者（市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人）が行う、20万円（税別）以上のリフォーム工事
- ・建物全体の内外装の修理に関する工事
- ・ドア、玄関、厨房、トイレ、看板等の改修等に関する工事

【助成金の額】

※千円未満は切り捨て

20万円(税別)以上の工事の場合 ⇒ 大規模な工事:工事費の $\frac{1}{2}$ 、上限 100 万円

その他の工事:工事費の $\frac{1}{3}$ 、上限 50 万円

※原則見積額が助成の対象となりますが、実際の工事費が見積額を下回った場合、その額を対象とします。

※すでに工事に着工しているかたや、改修工事が完了しているかたに対しては助成できません。

※助成は予算枠に達し次第、締め切りとなります。

お申込み・問い合わせ先

館林市役所 商業観光課 商業振興係（市役所2階） 電話（0276）72-4111（内線207）

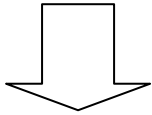
手続き手順

注意：着工前の申請が必要です！

■ …申請者
□ …市

相談 申請用紙配付

- ・事前に市役所商業観光課へご相談ください。
- ・申請に必要な書類は、商業観光課で配付します。



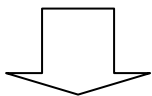
助成金申請

- ・下の枠内の書類を揃えて、商業観光課へ直接提出してください。
(郵送不可)

【助成金申請に必要な書類】

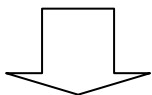
- ① 館林市店舗リニューアル助成金交付申請書 (市商業観光課の指定用紙)
- ② 工事図面又は建物見取り図
- ③ 工事費見積書の写し (材料費等詳細なもの)
- ④ 工事前の写真
- ⑤ 課税台帳等閲覧承諾書 (市商業観光課の指定用紙)
- ⑥ 店舗所有者の同意書の写し (店舗が自己所有でない場合)
- ⑦ 店舗の賃貸借契約書の写し (賃貸借契約を結んでいる場合)
- ⑧ 飲食営業許可証の写し (飲食サービス業申請の場合のみ必要)
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

書類審査



助成金交付決定

- ・市から交付決定通知書を発行します。



着工

- ・交付決定後に改修工事の着工をしてください。



次ページ上段へ

ご注意！！

申請前に着工しないでください！

着工済み、完成後の申請は対象になりません。

完了報告

・ 工事完了後30日以内に、下の枠内の書類を揃えて **商業観光課**へ提出してください。

※ 工事にかかる費用は一時申請者の立替えとなりますので、ご注意ください。

【工事完了後、助成金の交付を受ける際に必要な書類】

- ① 館林市店舗リニューアル助成金事業完了報告書 (**市商業観光課**の指定用紙)
- ② 施工業者が発行する領収書 (写し)
- ③ 開業を証明する書類
- ④ 店舗改修後の施工箇所の写真 (申請時に提出した店舗改修前の施工箇所の写真と同じ方向から撮影してください)

助成金額の確定

・ 市から助成金の確定通知書を発行します。

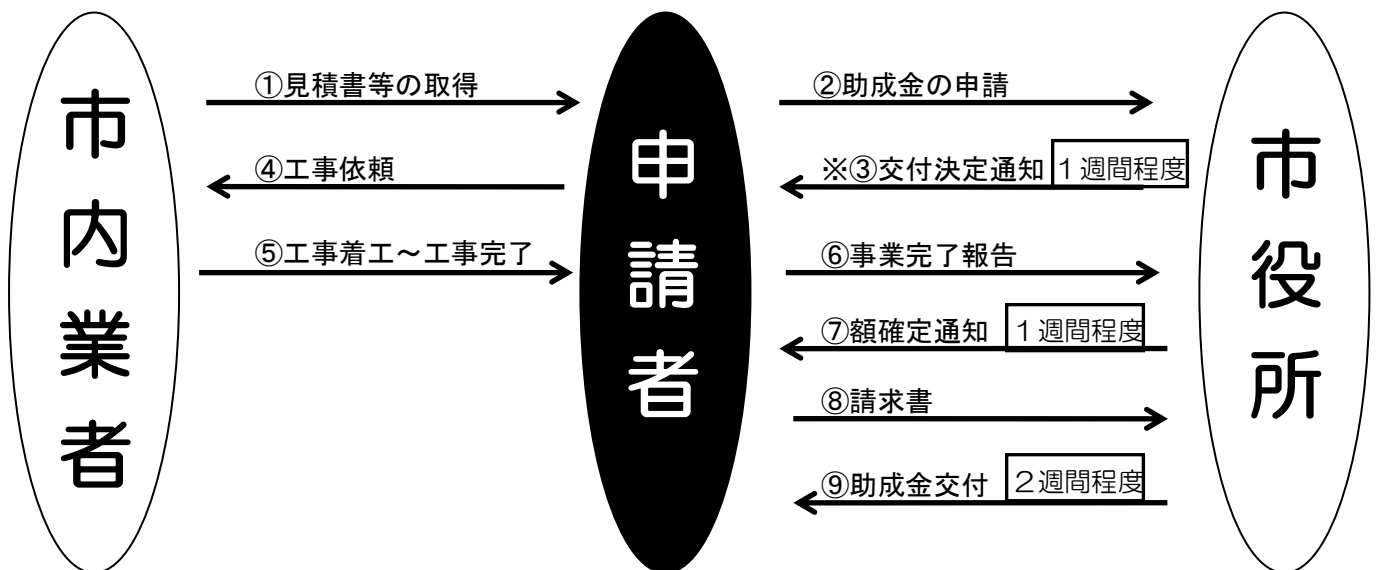


助成金の請求

- ・ 助成金の請求書 (**市商業観光課**の指定用紙) をご提出ください。
- ・ 指定口座 (申請者または店舗名義の口座) へ振り込みます。

手続きのフロー (イメージ)

※ 工事の着工は、③の交付決定通知の後に行ってください



◎かかる時期は目安です。

申請の前に必ずご確認ください！

補助の要件にあてはまっていますか？

主な要件は、以下のとおりです。すべてに該当しているか事前にご確認ください。

- ① 市内に存する店舗である
- ② 建築後、5年以上が経過している
- ③ 市内に本店等がある施工業者に工事を依頼する予定である
- ④ 着工前である
- ⑤ 20万円（税別）以上の工事である
- ⑥ 市税を滞納していない
- ⑦ 過去に市の類似する助成金の交付を受けていない



対象工事の具体例は以下のとおりです。ご確認ください。

※ 下記の工事は一例です。詳しくは、商業観光課にお問合わせ下さい。

※ いずれも工事が伴うものが助成対象になります。

○助成対象工事例

リフォーム等の内容	備考
建て替え工事	
リノベーション(用途の変更)工事	例：空き家⇒店舗
空き店舗を改装工事し、出店	
店舗の一部増改築	
屋根の葺き替え、塗装	
外壁の張り替え、塗装、補修	
フローリング張替え、補修	
床、壁、天井の断熱化工事	
壁紙の張り替え	
間取りの変更改修	
厨房・トイレ等の改修工事	製品の取り替えのみは対象外。内壁や外壁工事に付随したものであれば対象。

×対象とならない工事例

リフォーム等の内容	備考
太陽光発電システムの設置	
門扉、ブロック塀等の外構工事	
造園工事、植木剪定	
電化製品や備品の購入、設置、取付	
別棟車庫・物置の増改築	

◎店舗リニューアル助成制度は、平成30年3月31日をもって終了予定です。